

○石川県警察情報処理能力検定に関する訓令

平成 29 年 1 月 10 日
石川県警察本部訓令第 1 号

改正 令和 4 年 3 月 24 日 石川県警察本部訓令第 9 号

改正 令和 7 年 3 月 17 日 石川県警察本部訓令第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、石川県警察職員（以下「職員」という。）の情報処理能力についての検定（以下「能力検定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(能力検定の目的)

第 2 条 能力検定は、職員の情報処理に関する能力を検定し、情報処理に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

(能力検定の級位)

第 3 条 能力検定は、初級、中級及び上級に区分して行う。

2 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表の左欄に掲げる能力検定級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

(能力検定の実施)

第 4 条 初級及び中級の能力検定は、石川県警察本部長（以下、「警察本部長」という。）が行う。

2 上級の能力検定は、警察庁長官が行う。

3 能力検定は、筆記試験又は電子計算機その他の電子機器を利用した試験により行う。

(合格者台帳への記載)

第 5 条 警察本部長は、能力検定に合格した者を情報処理能力検定合格者台帳（別記様式第 1 号）（以下「合格者台帳」という。）に記載しなければならない。

2 前項に規定する合格者台帳は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により調製することができる。

(特例)

第 6 条 警察本部長（上級の能力検定については、警察庁長官に限る。）は、各級位の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者については、能力検定を行わずに、これを当該級位の検定に合格したものとし、合格者台帳に記載することができる。

(手続)

第 7 条 所属長は、能力検定の受験申込者がいる場合、情報処理能力検定受験者名簿（別記様式第 2 号）により警務部デジタル企画課へ提出するものとする。

(他警察機関との調整)

第8条 本県警察以外の警察機関が実施した初級及び中級の能力検定の認定を受けた者は、本県警察の能力検定の認定を有する者とみなす。

(補則)

第9条 本訓令に定める能力検定の実施に必要な事項については、この訓令に定めるほか、警察本部長が別にこれを定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成29年1月10日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年3月21日から施行する。

別表（第3条関係）

級位	知 識 及 び 技 能
初級	1 警察情報セキュリティに関する訓令（平成17年石川県警察本部訓令第15号）第2条第5号に定める警察情報システム及び警察業務に係る情報の処理を行うその他の電子計算機の基本的な操作に必要な知識及び技能 2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システム等の基本的な操作に必要なもの
中級	1 情報処理に関する技術を利用して業務改善を実施するために必要な、又は上司の指導の下、警察情報システム等を設計、開発、整備及び運用するために必要な知識及び技能 2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、業務で利用するソフトウェアの応用並びに警察情報システム等の操作についての職員に対する指導及び教養に必要なもの
上級	1 自ら警察情報システム等の設計、開発、整備、運用、管理及び監査が可能な知識及び技能 2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システム等の設計、開発、整備、運用、管理及び監査に必要なもの

別記様式第1号（第5条関係）

情報処理能力検定合格者台帳（初級・中級）

[illegible]

別記様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

石川県警察本部長 殿

所 属 長

情報処理能力検定受験者名簿（初級・中級）

[illegible]